

D 女性疾病給付金

(女性疾病入院特約、女性疾病手術特約付医療保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

女性疾病給付金は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障の内容・特長

- **女性疾病で入院、所定の手術**をした場合、**給付**があります。
- **入院費用給付金とセット**で加入できます。
- **更新日時点の保険年齢が75歳まで**継続できます。

女性疾病で
入院したとき
<女性疾病入院保険金>

5,000円×入院日数(1日目から)
(365日限度 通算*700日限度)

女性疾病で
所定の手術を
受けたとき
<女性疾病手術保険金>

種類に応じて

5万円
10万円
20万円

女性が特定障害で
所定の形成術等を
受けたとき
<女性疾病手術保険金>

種類に応じて

10万円
20万円

※公立学校共済組合「福祉保険制度」の女性疾病給付金からの支払日数とも通算します。

※通算限度に到達した部分がある場合は、補償内容・保険料が異なります。

- ・『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし上皮内がんは含みません。
- ・本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

加入資格

本人

2023年11月1日現在、満60歳を超え、満75歳6カ月未満の一般財団法人 公立学校共済組合友の会会員の女性の方。
なお、女性疾病給付金のみのご加入はできません。
入院費用給付金とセットでご加入ください。
新規の加入はできません。

配偶者

2023年11月1日現在、満75歳6カ月未満の女性の方。
なお、女性疾病給付金のみのご加入はできません。
本人と配偶者の入院費用給付金とセットでご加入ください。
新規の加入はできません。

・現職中に女性疾病給付金にご加入された際に告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

保険料

<B1コース>

月額保険料（概算）

加入区分 【本人・配偶者】	保険年齢	女性	
		月額	580 円
	51～55歳	月額	580 円
	56～60歳	月額	650
	61～65歳	月額	670
	66～70歳	月額	680
	71～75歳	月額	690

- ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢61歳=2023年11月1日現在満60歳6カ月を超えて満61歳6カ月まで
- ・退職共済年金または老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます。）からは、2カ月分の保険料を控除します。（上記は1カ月分の保険料です。）
ただし、年金が支給される年度までは、「移行（加入）手続書」の提出時に指定された登録口座から、年に1回（10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>）保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。
- ・記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
- ・上記年齢以外の方は、フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・なお、女性疾病給付金の保険料は、ご加入後も毎年11月1日現在の年齢や加入者数およびお支払実績等に応じて変更（割増・割引）となりますのでご注意ください。次年度以降の適用保険料は、毎年10月にご案内させていただきます。

MYG-A-23-医-326

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P12~15